

佐賀県告示第二百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年七月十四日から平成二十一年八月十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十四日

佐賀県知事 古川 康

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-------------|--|-----------|
| 県道 鹿島嬉野線 | 嬉野市塩田町大字谷所字五本杉甲四 四六〇番二地先から 嬉野市嬉野町大字吉田字岩倍甲一三 九九番地先まで 嬉野市嬉野町大字吉田字平野乙九九 九番一地先から 嬉野市嬉野町大字吉田字一王丸甲一 三三五番一地先まで | 平成二一・七・一四 |